

## 団体交渉速報

- ・理事、目的限定職員については「解雇回避努力を行う」、10年特例の2022年度末雇止めについては「無期転換できないわけではない」と明言
- ・2021年12月に見送った期末手当引き下げについて、2022年度内に不利益遡及は行わないことを示唆

組合は3月30日に、東北大学との団体交渉を行った。本団体交渉は、2月24日に組合側から申し入れたものである。

開会にあたり、これまで一度も総長が出席しないことは異常な状態であり、強く抗議した。

### 1. 有期雇用職員の無期化等について（・希望者を無期転換すること ・「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に基づく労働契約法の特例対象者の雇い止め・解雇を回避すること ・目的限定職員の解雇回避措置を行うこと）

今年度末の非正規職員の雇い止めは49名、目的限定職員の解雇は4名の見込みとなった。理事は、現状の制度は変えないものの、目的限定職員の解雇回避の努力を継続すると発言した。

2022年度末の10年特例の雇い止め対象が239名（特定有期雇用職員97名、非正規142名）の状態（現時点）。雇用継続のために新しい雇用の形を部局に検討してもらっているとの説明があった。更に理事は、「無期転換してはいけないというわけではない」と明言した。

### 2. 要望書「東北大学における教育・研究・医療の支援体制の強化を求める（要望）」について（・事務系職員、技術職員の各々10%の人件費削減根拠を開示すること ・人件費見直しを再計算し、組合に説明すること）

役員会における「その他職員人件費に係る予算・所要（見込）額の推移」資料の説明があった。組合は、教員人件費を含めて、運営費交付金だけで賄われているのではなく、運営費交付金の効率化係数だけで将来見込を推定することが不適切であると指摘した。加えて、運営費交付金の資料だけでなく、事業規模・内容、人員配置を含め、全体の人件費および教職員数を全学的に検討することを求めた。

### 3. 総長裁量経費について

組合は、総長裁量経費から部局への教員人件費に補填しているようで、還流している仕組みの問題点を指摘した。人事企画部は、教員人件費、一般職員人件費の根本的なあり方を、財務部と協議する必要がある、その内容を組合に説明することを求めた。

### 4. 2021年人事院勧告への対応について（・期末勤勉手当の切り下げを行わないこと）

理事は、2022年度の方針はまだ決まっていないものの、「国家公務員ではない」と発言し、前年度の引き下げを今年度の期末手当で調整する意志がないことを示唆した。組合は、不利益遡及は労使の信頼関係を損なうものであり、絶対に認められないことを告げた。また2022年度に引き下げを行わないことを要求した。

### 5. 「要求と提案」について（・個々の事項について回答すること）

文書にて回答があった。今後精査して協議することとなった。

未解決の案件が多く残されていることから、本団体交渉を継続することを確認した。

2022年3月30日  
東北大学職員組合執行委員会